

商談会参加に関する条項

下記条項をご確認いただき、お申込みください。

【情報開示】 当行が、当該申込書にある貴社の情報を後援者、出展企業等に開示すること。

【用途】 当行が貴社より開示を受けた情報を、商談会および当行のビジネスマッチング業務以外の用途に利用しないこと。

【守秘義務】 当行が知り得た貴社の情報は、貴社の同意がない限り、第三者に漏洩しないこと。

(ただし、かかる情報が公知の事実である場合を除きます。)

【自己責任】 貴社は、商談会参加者との取引開始の是非について、自己の責任に基づき判断、決定すること。

銀行は、相手先の経営内容・業務内容・信用状況、相手先から提出されたデータの内容等に関し、何ら保証するものではありません。
銀行は、面談設定の有無、前後を問わず、相手先との取引の成否等については、一切の責任を負いません。

【駐車場利用について】 駐車料金については、貴社でご負担下さい。

また、駐車場での盗難等につきましては、当行で責任を負いかねますので、留意願います。(470台程度完備)

【損害賠償その他】 貴社と商談会参加者との間で生じた紛議の処理、および当該商談に関する損害について、当行に故意または重過失がない限り、当行は何ら責任を負わないこと。

【反社会的勢力でないことの表明・確約】

1. 当社(私)は、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)

に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

(1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

(2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

(3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

(4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

(5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

2. 当社(私)は、自らまたは第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約いたします。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて銀行の信用を毀損し、または銀行の業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為